

利子補給制度を利用して、 マンション耐震改修工事

を行ってみませんか？

マンションの耐震改修工事を行い、

下記の要件を満たすと、

利子補給制度を利用することができます。

この機会にぜひ耐震改修工事をご検討ください！

利子補給制度要件

① 対象となるマンション

*以下のすべてを満たすもの

- 昭和56年5月31日以前に建築確認済
- 非木造の耐火建築物
または準耐火建築物であること
- 住戸面積が延べ面積の2分の1を超えること
- 耐震改修工事助成を受けていること
- 住宅金融支援機構のリフォーム融資を利用すること

② 申込対象者

- 分譲マンションの管理組合
または管理組合法人
- 賃貸マンションの所有者
(個人または中小企業)

③ 利子補給内容

- 最大利子補給率 1.0%
- 利子補給期間 7年
- 利子補給対象融資限度額 5千万円
(ただし耐震改修工事部分のみが対象)

お気軽にお問合せください

台東区 都市づくり部 住宅課

電話：03-5246-1468